

兵高教組

確定速報5号

2015年11月25日 調査情報22号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745
 FAX : 078-351-3185
 URL : http://www.hyogo-kokyoso.com
 mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

2015年賃金確定交渉仮妥結

県「行革」カットのさらなる縮小を回答
 現給保障廃止提案を撤回 介助員の65歳までの雇用実現

高教組・従組・兵庫教組合同交渉団は、11月24日から25日未明にかけて、県教委との最終交渉を行いました。11月17日の第4回交渉において、給料表の改善や地域手当の4月に遡っての0.25%引き上げ、勤勉手当0.1月引き上げ等をかちとっており、この山場の大きな争点は①県「行革」カットの廃止②現給保障の維持③総合的見直しによる地域手当の来年4月からの引き上げの三点でした。今期確定交渉にも全県から4551筆の署名が集まり、その力に後押しされ交渉を進めました。最終回答において、現給保障の廃止を撤回させ、不十分とはいえ、県「行革」カットをさらに縮小させることができました。また、介助員や臨時教職員の待遇改善についても前進的な回答を引き出しました。この回答を受け、高教組拡大闘争委員会は、25日6時03分、今後さらに高教組の力を強めていく決意を新たにし、仮妥結を決定しました。なお、差額支給については条例提案が2月にずれ込むため、年度末の支給となる見込みです。

10大要求署名累計4551筆提出

県教委回答のまとめ

2015年度について

給料表…平均0.35%の引き上げ(2015.4.1実施)

※現給保障者が多いため実質は0.1%の改善

地域手当…較差解消のため0.25%改善

1級地8.75% 2級地5.75% 3級地3.75%

(2015年4.1実施)

期末・勤勉手当…勤勉手当を0.1月分引き上げ

る。再任用者は0.05月。

(2015年度6月期から実施)

2016年度について

1. 手当等

単身赴任手当…基礎額26000円→30000円

加算額58000円→70000円

(2016.4.1実施)

僻地手当…対象校の見直しを行うが、年明けまで一部調査継続。すべて完了次第執行部に対象校を伝える。対象の解除や引き下げがあった場合も経過措置を設ける。

2. 「給与制度の総合的見直し」について

総合的見直しにより給料表を引き下げていることから、地域手当を据え置いた場合、来年プラスの公民較差が生じる要因となる。それに合わせて地域手当の支給割合を定めることが適切な措置であるとする。なお、来年度の地域手当については公民較差を踏まえて4月への遡及改定も含めて適切に対応したい。

3. 人事評価育成システムについて

2016年からの法改正に対応するため、必要な改正を行う。具体的内容を詰めていくが、法改正の趣旨を踏まえるとともに、本県における現行の取り扱いも十分考慮して対応する。内容が固まり次第執行部に説明する。

4. 行財政構造改革について

(2016.4.1実施)

◆給料月額カット率を今年度の縮小に加え、さらに1/4縮小 あわせて1/2の回復に

役職加算10%者…2.3%カットを1.6%カットに
 役職加算5%者…2.1%カットを1.4%カットに
 加算なしの者…1.8%カットを1.1%カットに

◆一時金の役職加算率抑制を解消

10%加算者…8%→10%(減額取りやめ)
 5%加算者…5%(すでに減額取り止め)

その他

1. 現給保障について…廃止提案を撤回し、来年度改めて協議

2. 臨時教職員について

・年次休暇について正規職員との均衡を図り、取り扱いを改善する。(2016.4.1実施)
 ※詳しくは執行部にお問い合わせください。



・「空白の一日」について、3/31か4/1のどちらを空けるかについて、4/1を空けることが学校現場で問題が生じさせるとの多数の意見をもらった。課題意識は持っている。継続協議とさせてほしい。

3. 介助員について

介助員の年齢制限について、現行の年齢制限を65歳まで引き上げる。(2016.4.1実施)

4. 休暇制度について

妊娠中の女性職員が通勤する場合における交通混雑時の通勤緩和の特別休暇について、母子健康手帳の提示を承認条件としてきたが、それに代わる書類や事後確認で取得できるように弾力化を図る。(2016.4.1実施)

5. 管理職によるパワーハラについて

「パワー・ハラスメントの防止に向けた取扱指針」を定め、複数の相談窓口も設置している。引き続き教職員がより気軽に安心して相談できる体制づくりに努めたい。

6. フレックスタイム制について

現時点では、学校現場への導入は予定していない。今後、教育委員会として方針を変更する場合は再度回答する。

7. 勤務時間の適正化について

来年度は4年ぶりに勤務実態調査を実施して、教職員の勤務状況の把握に努め、多面的な観点から今後の取り組みを検討していきたい。

交渉団11.24ドキュメント

- 16:00～ 第3波総決起集会
- 17:15～ 第5回確定交渉
- 18:35～ 拡大闘争委員会
- 21:16～ 第6回確定交渉
- 22:09～ 拡大闘争委員会
- 2:05～ 第7回確定交渉・独自要求交渉
- 5:30～ 拡大闘争委員会
- 6:03 仮妥結決定

11/26 17:00～ 高教組会館

全県分会代表者会議 ぜひ参加を!